

海幕経第175号
令和7年3月24日

各 地 方 総 監 部 経 理 部 長
大 湊 地 区 総 監 部 経 理 部 長
第 1 術 科 学 校 長 総 務 部 長
補 給 本 部 長 経 理 部 長
艦 船 、 航 空 補 給 処 長
各 基 地 隊 司 令 殿
各 防 備 隊 司 令
父 島 基 地 分 遣 隊 長
稚 内 基 地 分 遣 隊 長
第 2 4 航 空 隊 司 令
各 航 空 基 地 隊 司 令
(硫黄島航空基地隊司令を除く。)

海上幕僚監部総務部経理課長
(公 印 省 略)

原価監査実施基準について（通知）

標記について、関連文書別冊第11項第1号の規定に基づき、別冊のとおり通知する。

なお、令和7年3月24日から実施する。

関連文書：海幕経第171号（令和7年3月24日）

添付書類：別 冊

写送付先：第4術科学学校教育第1部長

各基地分遣隊長

松前警備所長

海幕経第 1 7 5 号（令和 7 年 3 月 2 4 日）別冊

原 価 監 査 実 施 基 準

海上幕僚監部総務部

原 価 監 査 実 施 基 準

目 次

1	総 則	1
(1)	趣 旨	1
(2)	用語の定義	1
(3)	原価監査実施上の一般原則	1
ア	原価監査の基礎	1
イ	原価監査の範囲	1
ウ	原価監査の手法	1
エ	原価監査手順及び原価監査手法の選択	2
オ	容認、否認又は保留の判定	2
2	原価監査手順	3
(1)	事前調査	3
ア	実績の調査	3
イ	原価計算規則の運用状況の調査	3
ウ	準備調査	3
(2)	製造原価の原価監査	4
ア	原価元帳の突合	4
イ	仕掛品勘定等の突合	4
(3)	直接材料費の原価監査	4
ア	計算突合	4
イ	工番突合	4
ウ	消費量の原価監査手順	5
エ	消費量の容認及び否認	5
オ	消費価格の原価監査手順	6
カ	消費価格の容認及び否認	7
キ	作業回収屑の取扱い	7
ク	残余材料の取扱い	8
ケ	仕損材料の取扱い	8
コ	木型、金型等の取扱い	8
(4)	加工費の原価監査	8
(5)	工数の原価監査	8
ア	計算突合、帳簿突合及び証拠突合	8

イ	工番突合	8
ウ	原価監査手順	8
エ	フロアチェック	9
オ	容認及び否認	9
(6)	製造間接費の原価監査	10
(7)	直接経費の原価監査	10
ア	計算突合	10
イ	工番突合	10
ウ	原価監査手順	10
エ	容認及び否認	11
(8)	販売直接費の原価監査	12
(9)	こん包費、輸送費の原価監査	13
(10)	情報システムにアクセスして行う原価監査	13
3	下請負者等に原価監査を行う場合の容認、否認等の基準	14

1 総 則

(1) 趣 旨

この基準は、原価監査に関する事務処理要領（海幕経第171号（令和7年3月24日）別冊。以下「要領」という。）第11項第1号の規定に基づき、海上自衛隊で調達する装備品等及び役務に係る契約の原価監査の細部を定めるものである。

(2) 用語の定義

この基準における用語の意義は、次の各号に定めるもののほか、要領に定めるところによる。

ア 契約相手方 原価監査対象契約の契約相手方をいい、下請負者を原価監査の対象とした場合、これも含む。

イ 実計書等 要領第6項第3号アに定める、実際原価計算書、確定計算価格見積書、実際価格計算書又は契約金額超過見込計算書をいう。

ウ 原価部門 加工費率（調達物品等の予定価格の算定基準に関する訓令（昭和37年防衛庁訓令第35号）第67条第1項に規定する加工費率をいう。）が設定されている、契約相手方の原価部門をいう。

(3) 原価監査実施上の一般原則

ア 原価監査の基礎

原価計算課長は、契約条項等及び要領第5項第3号で作成する原価監査実施要領に定めるところに従い、契約相手方に提出させた実計書等に基づいて、この基準により原価監査を行うものとする。

イ 原価監査の範囲

原価監査実施要領で定めるところによる。ただし、次は原則として原価監査の対象としない。

(ア) 契約条項等において、確定されている項目、金額又は数値

(イ) この基準に定めるものを除き、契約履行のために要した作業及び用役の価値又は契約相手方が外部から取得する物品の価値の評価並びに製造、改造又は修理のために用いられた技術の適否にかかる審査

ウ 原価監査の手法

原則として契約相手方の作業現場において、次に掲げる手法により行うものとする。

(ア) 証拠突合 原価の正当性を内部証拠の照合により審査することをいう。

(イ) 帳簿突合 帳簿と帳簿の突合により勘定記入の正否を確認することをいう。

- (ウ) 計算突合 帳簿、内訳表及び各種証拠等の計算額の正確性を実算により審査することをいう。
- (エ) 工番突合 原価集計の基礎となった内部証拠に、原価監査の対象契約に属さない原価が計上されていないか審査することをいう。
- (オ) 試査 原価監査対象から一部を抽出して審査し、その結果によって全体としての会計記録の正否を推定する方法をいう。
- (カ) 精査 原価監査対象全てを審査する方法をいう。
- (キ) 実査 原価計算課長が自ら、現品について実際に調査することをいう。

エ 原価監査手順及び原価監査手法の選択

- (ア) 原価監査に当たっては、契約相手方の会計制度の正確性、原価監査の実績の有無及び原価監査の業務量を考慮し、相対的正確性を期しうる程度において、効率的に原価監査を実施できるよう原価監査手順及び原価監査手法並びに試査の量等の選択を行うものとする。
- (イ) 原価監査手法は、原則として試査によるものとする。ただし、第2項第1号イの原価計算規則の運用状況の調査の結果、適正でないと認められた場合及び原価監査の実施過程において虚偽、誤り又は不備を発見した場合は、その程度に応じて試査の対象範囲を拡大し、又は精査によるものとする。

オ 容認、否認又は保留の判定

- (ア) 原価監査における容認、否認又は保留の判定は、要領第6項第1号ア、イ及びウ並びにこの基準に定めるところによる。
- (イ) 前(ア)により判定できない事項については、事業基準によることができる。ただし、事業基準に定めがないか、又は明確でない場合若しくは事業基準に定めるところが一般に公正妥当と認められている慣行と著しく異なる場合等で、当該事業基準によることが適当でないと認められるときは、当該慣行によるものとする。
- (ウ) 容認、否認又は保留の判定に当たって技術的判断を要する場合は、監督官の意見を徴し、これを参考とするものとする。
- (エ) 実績額の計算において、1円未満の端数が生じる場合は、次に定めるところにより、計算を行うものとする。
 - a 容認額に1円未満の端数を生じる場合は、これを切り捨てるものとする。
 - b 前号の計算の結果、実計書等計上額と容認額、否認額の合計が一致しない場合は、実計書等計上額と容認額の差額を否認額とする。ただ

し、保留額がある場合には、容認額と保留額の合計額と実計書等計上額の差額を否認額とする。

- (ウ) 一旦、帳簿、内訳表又は情報システムに計上された費用及び工数について、その後修正又は取消しが行われていることが判明した場合は、その妥当性を事業基準及び関係資料により審査するものとする。当該審査の結果、修正又は取消しについて、妥当性が認められないと判断した場合は、修正後の費用及び工数について原則として否認するものとする。

2 原価監査手順

(1) 事前調査

原価計算課長は、原価監査を効果的に行うため、原価監査に先立ち次に定める調査を行うものとする。

ア 実績の調査

要領第5項第1号による調査の結果、実績のある場合は、原価監査手順、否認額内訳表等を参考にするものとする。

イ 原価計算規則の運用状況の調査

- (ア) 要領第6項第2号による調査のほか、補給本部経理部長から、制度調査及び輸入調達調査実施要領（海幕経第170号。令和7年3月24日。）別冊第11項第4号により原価監査における実際原価又は実際価格の適否の審査に影響するおそれのある事項について通知を受けている場合は、原価監査を行う前に当該事項の調査を行うものとする。

- (イ) 調査の結果、適正と認められない事項が判明した場合には、その是正改善等の措置を講ずるものとする。ただし、原価監査を行っても適正な発生原価を把握できる見込みがないおそれがある場合は、要領第9項によるものとする。

ウ 準備調査

契約相手方に原価監査対象契約に係る製造指図書及び原価元帳を提示させ、次の事項を調査するものとする。

- (ア) 製造指図書発行から原価元帳計上又は完結までの概況

- a 製造指図書の発行体系と原価監査対象契約との関連
- b 原価元帳と実計書等との関連

- (イ) 原価集計期間における契約相手方の概況

- a 当該期間における操業度の状況
- b 事業基準の改定の有無及びその概況

- c 天災地変、火災、事故及び労働争議等異常事態の発生の有無及びその概況
- d 製造等の難易及び工程の概況
- e 直接経費（特に特別割掛費）の発生状況及び賦課の状況
- f 契約前発生原価、引渡後費用及び補償工事等の発生の有無並びにその処理の概況

(2) 製造原価の原価監査

ア 原価元帳の突合

- (ア) 実計書等に記載されている原価要素及び製造原価を原価元帳の集計額と突合し、符合するか否かを審査する。
- (イ) 前(ア)の審査で符合しない場合は、製造原価突合表により不符号金額及びその内容を審査する。
- (ウ) 前(イ)の審査の結果、次の一に該当するものは否認するものとする。
 - a 不符号金額でその理由が解明できないもの。
 - b 受領検査終了後に発生した費用。ただし、契約条項等に定められたものを除く。

イ 仕掛品勘定等の突合

- (ア) 仕掛品及び完成品については、本号アにおいて突合された原価が、正常な手続により正確に、仕掛品勘定及び製品勘定に振り替えられているか否かを突合するものとする。ただし、この突合は、事業基準の確立の度合いを考慮して省略することができる。
- (イ) 前(ア)の突合において符合しない場合は、その理由を解明しなければならない。
- (ウ) 符合しない理由が工場間又は本社工場間の内部取引の調整等によるもの、又は予定価額をもって仮振替をしている場合で事後訂正されると認められるものは、原価元帳の金額は符合したものとみなす。また、標準原価を設定している場合で、当該標準原価が適正と認められるものは、容認するものとする。

(3) 直接材料費の原価監査

ア 計算突合

計算突合は内訳表について行い、符合しない場合は質問、証拠突合又は必要に応じ実査を行い、解明できないものは否認するものとする。

イ 工番突合

直接材料費の集計の基礎となった内部証拠について、工番突合を行い、誤計上分は否認するものとする。

ウ 消費量の原価監査手順

直接材料費に計上された直接材料の消費量と、その基礎となる基本量（製品となった量）との関連について、部品表等（設計又は工程担当者が基本量及び材料手配の方法を定めたもので、購入伝票、払出伝票等の発行の基礎になるものをいう。）から適当数を抽出して次に定める手順により審査するものとする。この場合において、消費数量の多いもの及び高額のものは特に留意して審査しなければならない。

- (ア) 部品表等に記載されている基本量（以下「設計基本量」という。）と仕様書に記載されている基本量（以下「仕様基本量」という。）との突合
- (イ) 部品表等に記載されている手配量（設計基本量と予備手配量との合計をいう。以下同じ。）の算出根拠の確認及び当該手配量と購入伝票、払出伝票との突合
- (ウ) 仕損材料費の内訳表に記載されている数量と仕損伝票等（仕損の内容を明らかにする内部証拠）との突合
- (エ) 残余材料費の内訳表に記載されている数量について、手配量、基本量、払出量、仕損量及び戻入量（倉庫戻入、他製品振替をいう。）との関連を突合
- (オ) 作業回収屑の原価集計上の処理方法及びその適否

エ 消費量の容認及び否認

消費量の容認及び否認は、次に定めるところによる。

- (ア) 設計基本量と仕様基本量が符合しない場合は、仕様基本量をもって基準とするものとする。
- (イ) 歩留率、消費率、作業減耗率等直接材料の消費量計算に適用する事業基準が定められ、これが妥当と認められる場合は、原則として当該基準によるものとする。
- (ウ) 予備手配量は購入引当品に限り、事業基準に定められている限度において容認するものとする。ただし、消耗的性質以外のもので残余量がある場合は、次に定めるところによる。
 - a 残余量が基本量の10パーセント（10パーセントが2個に満たない場合は2個以内）を超える場合は、その超える量は否認するものとする。
 - b 残余量が次に掲げる場合はaの規定にかかわらず、基本量の20パーセント（20パーセントが、4個に満たない場合は4個以内）を限度として容認することができる。

この場合においては原価監査報告書にその内容を記載するものとする。

- (a) 納期等の都合により設計確定以前において手配する必要があったとき。
- (b) 消費数量がわずかで、消費数量で購入することが不可能であったとき。
- (c) 材料受入期日の都合により再手配をすることが不可能であるため予備手配する必要があったとき。
- (d) その他製造技術上の正当な理由により相当数量の仕損等を考慮して手配する必要があったとき。
- (エ) 実際消費量は原則として容認するものとする。ただし、故意又は重大な過失若しくは管理が適当でないことに起因するものについては否認するものとする。

オ 消費価格の原価監査手順

- (ア) 購入貯蔵品については、高額のものを選び次に定める手順により審査するものとする。
 - a 払出伝票と貯蔵品台帳との突合
 - b 貯蔵品台帳の計算突合
 - c 消費価格と事業基準に定める評価方法による価格との照合（特に必要と認めた場合には、当該貯蔵品の材料検収票及び材料仕入先元帳等との突合並びに購入経路をたどり購入原価の調査を行うものとする。）
- (イ) 自製貯蔵品については、前(ア)を準用して原価監査を行うほか消費価格が製造原価、標準原価又は予定原価のいずれであるかを確認し、当該自製貯蔵品の元帳と突合するものとする。
- (ウ) 購入引当品については、次に定める手順により審査するものとする。
 - a 購入伝票との突合（計算突合を含む。）
 - b 購入方法の適否の調査（購入先の選定方法、購入方法、購入価格の決定等に関する内部証拠について調査する。ただし、同一方法により継続して購入しているものは、これを省略することができる。）
 - c 同一品目で単価の相違するものは、その理由の調査
 - d 輸入品については、購入伝票、輸入届出書、外貨決済証明書、送り状等によりCIF価格又はFOB価格等を基準として、その内容の調査
- (エ) 自製引当品の監査については、前(イ)の規定を準用する。ただし、必要と認める場合は当該自製引当品の製造原価について内部証拠により審査を行うものとする。

- (オ) 他の工番からの流用（振替）、又は他の工番への流用（振替）がある場合は、その理由及び関係工番における当該材料の消費量及び消費価格を調査するものとする。

カ 消費価格の容認及び否認

- (ア) 購入貯蔵品の消費価格については、事業基準に定められ、かつ、継続して使用されている評価方法による価格は容認するものとする。
- (イ) 事業基準に定める在庫統制量を超えて在庫していた購入貯蔵品を消費した場合で、その消費価格が消費時の市場価格に比べ著しく高価なときは、消費時の市場価格を考慮するものとする。
- (ウ) 購入引当品の消費価格は、原則として購入価格とする。この場合において、事業基準の定めるところにより、引取費用及びその他の材料副費を消費価格に含めて計算している場合は、これを容認するものとする。
- (エ) 輸入品の消費価格は、原則としてCIF価格に販売直接費（銀行諸掛、陸揚通関及び国内輸送諸掛、関税等）及び輸入業者手数料を加算した額とし、その各項目について確認するものとする。
- (オ) 自製品の消費価格は、原則として製造原価とする。ただし、契約相手方が標準原価又は事業所間振替額を定めている場合で、これが適正であると認められるときは、当該標準原価又は事業所間振替額によることができるものとし、予定原価を用いている場合は、これを実際原価に修正し、修正できないときは保留額とするものとする。
- (カ) 自製品の消費価格が、消費時の市場価格と著しく相違するときは、前(イ)の規定を準用する。
- (キ) 契約相手方の外注管理上、通常購入品、又は外注扱いとなるものを臨時に自製した場合で、当該消費価格が通常購入価格又は外注費に比べ、著しく高価であるときは、正当な理由がある場合を除き、その価格差は否認するものとする。
- (ク) 同一品目に対する単価が相違している場合において、その理由が証拠資料により解明され妥当と認められるときは、容認するものとする。

キ 作業回収屑の取扱い

- (ア) 作業回収屑の取扱いは、事業基準の定めるところにより直接材料費、製造間接費又は一般管理及び販売費のいずれの費目から控除しても差し支えない。ただし、高価な材料を使用し、かつ、その作業屑の発生の割合が多い場合は、すべて直接材料費から控除するものとする。

- (イ) 作業回収屑の戻入価格は、処分価格によるものとし、未処分ときは、市場価格を基準として評価するものとする。ただし、事業基準において定める評価方法がある場合は、当該評価方法によることができる。

ク 残余材料の取扱い

残余材料の戻入価格は、次に定めるところによるものとし、直接材料費から控除するものとする。

- (ア) 他に転用可能なもの及びその数量が「エ消費量の容認及び否認」に定める限度を超えるものは、払出価格又は購入価格とする。この場合において、貯蔵品及び他工番から振り替えられた材料は、原則として転用可能なものとみなす。

- (イ) 他に転用不可能なものは、処分価格とする。ただし、これを算定することが困難なものについては、前(ア)の価格の50/100とする。

ケ 仕損材料の取扱い

仕損材料の取扱いは、キの規定を準用する。

コ 木型、金型等の取扱い

木型、金型等の費用が、直接材料費に含まれて計上されている場合は、これを直接材料と分離し、明確にしておくものとする。この場合において、当該費用から残存価値を控除するものとする。

(4) 加工費の原価監査

内訳表について期別及び部門別の計算突合によるものとし、適用する経費率は契約条項等に定められたものであるか否かを確認するものとする。

(5) 工数の原価監査

ア 計算突合、帳簿突合及び証拠突合

工数内訳表等に集計された工数について、計算突合、帳簿突合及び証拠突合を行い、符合しない場合、その理由が妥当でない、又は不明な工数は、否認するものとする。

イ 工番突合

工数集計の基礎となった内部証拠について、工番突合を行い、誤計上分は否認するものとする。

ウ 原価監査手順

- (ア) 工数は、事業基準に定めるところにより、実作業時間、就業時間又は標準作業時間のいずれに該当するかを確認し、作業の特性、契約条項等又は仕様書等を考慮して原価監査を行うものとする。

- (イ) 工数集計の基礎となった内部証拠について、原価部門別、作業種類別及び月別に発生工数の多い月を抽出し、計算突合を行うとともに記載事項の内容を調査し、工数の審査を行うものとする。
- (ウ) 工数が標準作業時間で計上されている場合は、標準時間設定方法等についてその妥当性を審査するものとし、工数が実作業時間又は就業時間で計上されている場合は、作業日報、出勤簿等により、その正確性を審査するものとする。
- (エ) 必要に応じ生産計画、作業日程計画表、工程表等と実際工数との関連について調査し、その妥当性、正確性を審査するものとする。

エ フロアチェック

- (ア) 計上された工数の正確性を審査するため、要領第6項第4号の規定により、原価監査期間中において、可能な限りフロアチェックを実施するものとする。
- (イ) フロアチェックを実施する場合には、年1回以上実施するものとする。ただし、契約相手方等が遠距離にある場合又は原価監査命令が著しく少ない場合は、この限りではない。
- (ウ) フロアチェックを実施する際の契約相手方への通知については、次のいずれかによるものとする。
 - a 契約相手方に対し事前の調整を行うことなく、フロアチェック開始時に対象原価部門を通知
 - b aにより難しい場合は、契約相手方に対し、事前に実施の週又は月のみを通知し、実施の日時及び対象原価部門は実施の当日に通知
- (エ) フロアチェックを実施する日時及び対象原価部門については、契約相手方に通知するまでの間、関係する職員以外（契約相手方を含む。）に知らせてはならない。
- (オ) フロアチェックの実施にあたっては、次による。
 - a 計上後又は計上予定の作業時間の妥当性を確認するため、対象原価部門の作業員から直接必要な事項を聴取するものとする。
 - b aによるほか、書面に必要事項を記載させることにより実施することができる。
 - c 前a及びbの実施にあたり、作業員の業務に与える影響を必要最小限にするよう努めるものとする。
- (カ) 要領第10項第1号により監督官に支援を求めた場合、フロアチェックにも監督官を参加させるものとする。

オ 容認及び否認

(ア) 事業基準の定めるところにより、適正と認められる工数は容認するものとし、事業基準に定める取扱いと異なって計上されているものは、原則として否認するものとする。

(イ) 仕損工数については、直接材料費の原価監査において否認した材料に関する工数は否認するものとする。この場合において、工数の把握が困難か又は不可能な場合は、標準工数、予定工数又は見積工数等を基準とすることができる。

(ウ) 妥当と認められる標準作業時間は、容認して差し支えない。

(6) 製造間接費の原価監査

製造間接費の原価監査をする必要がある場合には、製造期間に該当する月別部門費集計表により行うものとする。

(7) 直接経費の原価監査

ア 計算突合

計算突合は、内訳表の費目ごとに行うものとし、符合しない場合は質問及び証拠突合により審査し、その理由が解明できない費用は否認するものとする。

イ 工番突合

直接経費の集計の基礎となった内部証拠について、工番突合を行い、誤計上分は否認するものとする。

ウ 原価監査手順

(ア) 費目ごとに、直接賦課することの妥当性について確認するものとする。

(イ) 技術費、専用治工具費等については、初度的費用と経常的（維持的）費用を分別し、把握するものとする。

(ウ) 配賦率又は配賦基準数をもって計算するものは、当該率又は当該基準数の妥当性を審査するものとする。

(エ) 複合費（仕損費が直接経費として計上されている場合を含む。）の監査については、それぞれ直接材料費、加工費、工数及び直接経費に関する規定を準用する。

(オ) 各費目の原価監査手順は、それぞれ次に定めるところによる。

a 旅費については、旅行目的、行先、期間及び出張者の職・氏名を確認するとともに出張旅費計算書の計算突合及び旅費規定との照合を行うものとする。この場合において、海外旅費については、出張命令及び出張報告に関する資料の提示を求め、直接賦課の妥当性を審査するものとする。

- b 仮設工事費については、これに要した材料費、加工費及び経費の明細書の提示を求め、必要とした理由、残存価格について審査するものとする。
- c 試験研究費・開発費については、これに要した材料費、加工費及び経費の明細書及び研究開発の項目並びにその経緯に関する書類の提示を求め、必要とした理由、残存価格及び償却方法について審査するものとする。
- d 技術提携費・工業所有権使用料については、契約書の提示を求めその内容を審査するものとする。
- e 専用治工具、専用機械、専用装置等については、必要とした理由及び専用とした根拠について説明を求めるとともに、第1項第3号オ(ウ)の規定に従い監督官の意見を徴し、専用治工具等の台帳と現物との突合を行うものとする。
- f 保険料については、付保険契約書の提示を求め、付保金額、付保期間及び保険料率について確認するものとする。
- g 入出きょ費、滞きょ費、船台費、曳船費、起重機費、トラック運送料等については、内部証拠により日数、基準屯数決定の妥当性、料金等の算出根拠を審査するものとする。
- h 設計費・技術費については、計上期間が妥当であるか、契約前発生費用の中に見積作業、仕様書作成援助等の販売支援活動の費用が含まれていないかを審査するものとする。
- i 法令に基づく各種手数料並びに租税、着陸料、油代及び検査費等で事業基準により直接経費に計上することとされている費用については、領収書、払出伝票等により確認するものとする。
- j 試験飛行費については、飛行日報並びに飛行手当支給規定等の提示を求め、当該規定に基づき実際に支払われているか否かを審査するものとする。

エ 容認及び否認

- (ア) 契約条項等において定められた計算項目及び要素で、事業基準に基づいて適正に計上され、かつ、証拠突合において確認されたものは、原則として容認するものとする。
- (イ) 前(ア)の容認に当たっては、次に掲げる事項を考慮するものとする。
 - a 旅費については、事業基準により直接賦課することとされている場合に限り容認するものとし、旅費、日当、宿泊費等の額は、事業基準に定めるところによる。この場合において、一出張期間に複数の目的

がある場合は、当該期間中における業務内容、所要時間等適当な基準で負担計算を行うものとする。

また、海外渡航手続費用に関して、次に掲げる費用については、事業基準に関わらず否認するものとする。

- (a) 旅券の発給を受けるための費用及び防衛省から身分証明書等の交付を受けるための費用
- (b) 渡航のために語学研修等を受けるための費用
- b 仮設工事の残存価格の評価は、事業基準に定めるところによる。ただし、事業基準に定めのない場合は、残存材料等の処分価格又は利用価値から撤去に要する費用を控除した額とし、これにより難い場合は、残存価格の評価を行わず、その旨意見限定を付すものとする。
- c 試験研究費・開発費における残存価格の取扱いは、次のとおりとする。
 - (a) 試作的製品が残存する場合
 - I 残存物が他に利用できるときは、その利用価値を控除する。
 - II 利用価値のないときは、契約条項等又は仕様書等の定めによるほか、売却額又は評価額によるものとし、これにより難い場合は、残存価格の控除を行わず、その旨意見限定をするものとする。
 - (b) その他の場合にあっては、前(a)IIと同様に処置するものとする。
- d 専用治工具、専用機械及び専用装置等の残存価格は、契約条項等に定めるほか、売却額によるものとし、これにより難い場合は、残存価格の控除を行わず、その旨意見限定をするものとする。
- e 保険料については、付保期間を特に留意し、当該期間が契約条項等に定められている期間を超過する場合は、超過する日数に相当する保険料は、否認するものとする。
- f 入出きよ費、滞きよ費、船台費、曳船費、起重機費、トラック運送料等については、契約条項等に使用日数、規格、台数等が定められている場合、これを超える部分は否認するものとする。
- g 直接経費とすることを適当としない費用（販売支援等の費用、他の契約では間接費処理しているもの等）は、否認するものとする。
- h 試験飛行の飛行回数及び飛行時間は、契約条項等の定めるところによる。

(8) 販売直接費の原価監査

販売直接費の原価監査は、実計書等の販売直接費の内訳表により行うものとし、原価監査手順等については、前号の規定を準用するものとする。

(9) こん包費、輸送費の原価監査

ア こん包費、輸送費の原価監査は、実計書等のこん包費、輸送費の内訳表により行うものとする。

イ 原価監査手順は、内訳表の要素ごとに証拠突合により行うものとする。ただし、自社こん包のときのこん包費の原価監査手順及び手法並びに容認及び否認については、直接材料費、加工費、工数及び直接経費に関する規定を準用するものとする。

ウ 輸送保険を付している場合の保険料は、保険契約書等の提示を求め、付保金額、付保時期等について確認する。

(10) 情報システムにアクセスして行う原価監査

ア 原価監査の手順

(ア) 情報システムにアクセスして行う原価監査は、あらかじめ原価計算規則の運用状況調査を通じて、原価情報が入力される部門及び時期を予測し、次の各号に掲げる項目について立ち会うことにより行うものとする。

a 工数以外の各費目（発生原価に対し、料率を乗じて原価情報とする場合を除く。）については、その原価情報が入力される場所において、実地に原価情報を入力する場面

b 工数のうち、直接作業者が自ら情報システムに工数を入力する場合については、直接作業時間又は事業基準により定められた時間を実地に入力する場面

c 工数のうち、直接作業者が工数伝票等に記載の上、別途工数入力担当が情報システムに工数を入力する場合は、実地に工数伝票等を入力する場面

(イ) 前(ア)の原価監査は、原則として契約相手方等に事前に通知することなく行うものとする。ただし、これにより難しい場合は、契約相手方等に対し、事前に実施の週又は月のみを通知し、実施の日時及び対象原価部門は実施の当日に通知して実施するものとする。

イ 情報システムに係るログ（履歴）を取得して行う原価監査

(ア) 情報システムに係るログ（履歴）（以下「システムログ」という。）を取得して行う原価監査は、あらかじめ原価計算規則の運用状況等の調査を通じて、システムログに記録される情報について確認し、次に掲げる手法により行うものとする。

a システムログにデータの入力、修正又は削除（以下「入力等」という。）を行った者、入力等を行った日時及び入力等の内容が記録され

ている場合は、当該修正の内容及び入力等を行う権限の妥当性について審査を行うものとする。

b システムログに入力等の内容が記録されていない場合は、入力等を行ったファイル等を特定し、当該ファイルに関して入力等を行ったことの妥当性について審査を行うものとする。

c 月初、月末又は原価の締め切り日の前後において、特定の者が集中して入力等を行っていた場合は、その業務内容及び妥当性について審査するものとする。

d 他人のデータを書き換えている場合は、その必要性及び妥当性について審査するものとする。

e 前 a から d の審査にあたって、帳票類に基づき入力等を行った場合及び入力等により情報システムから帳票類が出力される場合は、当該帳票類の提示を受け、審査を行うものとする。

(イ) 前(ア)の規定による審査の結果、その妥当性が確認できない場合は、入力データ、修正データ及び取消前のデータに基づく全ての原価情報を否認するものとする。

3 下請負者等に原価監査を行う場合の容認、否認等の基準

原価監査実施要領において、下請負者又は会計単位の異なる事業所等（以下「下請負者等」という。）に対し原価監査を実施することとした場合、契約相手方に係る原価監査は、次の各号に掲げるとおり処置するものとする。

(1) 契約相手方の原価元帳に下請負者等に係る支払額が計上されていない場合又は下請負者に係る原価監査報告書に保留額が計上されている場合は、当該下請負部分に係る契約相手方の実計書計上額をもって保留額とする。

(2) 契約相手方の原価元帳に下請負者等に係る支払額が計上されている場合で、かつ、当該支払額が下請負者の原価監査報告書の実績額を上回る場合は、その差額を否認するものとする。

(3) 契約相手方の原価元帳に下請負者等に係る支払額が計上されている場合で、かつ、当該支払額が下請負者の原価監査報告書の実績額を下回る場合は、契約相手方の支払額をもって容認額とする。